

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月25日

【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)

【代表者の役職氏名】 執行取締役
(Managing Director)
ジョージ・ローレンス・ユガナー
(George-Laurentiu Juganar)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワー・ワン レベル26
(World Trade Center Amsterdam, Tower One, Level 26
Zuidplein 218, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 越 智 亮 太
弁護士 完 山 聖 奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1822
03-6775-1914

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年8月25日
効力発生日	2025年9月2日
有効期限	2027年9月1日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年12月25日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【訂正内容】

第二部 参照情報

第1 参照書類

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2025年3月期) 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

2025年7月30日、関東財務局長に提出

事業年度(2026年3月期) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

2026年9月30日までに、関東財務局長に提出予定

事業年度(2027年3月期) 自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

2027年9月30日までに、関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年9月中間期 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日

2026年1月5日までに、関東財務局長に提出予定

2026年9月中間期 自 2026年4月1日 至 2026年9月30日

2027年1月4日までに、関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

該当事項なし

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2025年3月期) 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

2025年7月30日、関東財務局長に提出

事業年度(2026年3月期) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

2026年9月30日までに、関東財務局長に提出予定

事業年度(2027年3月期) 自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

2027年9月30日までに、関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年9月中間期 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日

2025年12月25日、関東財務局長に提出

2026年9月中間期 自 2026年4月1日 至 2026年9月30日

2027年1月4日までに、関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、2025年12月25日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし